

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年3月15日)

【 件 名 】

- 1 緊急雇用創出事業を活用して実施する事業について
(福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課) …… 1
- 2 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について
(子ども発達支援室) …… 2
- 3 第4期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会の開催結果について
(長寿社会課) …… 4
- 4 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則及び鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について
(子ども発達支援室、子育て支援総室) …… 5
- 5 「子育て王国プラン(素案)」に係るパブリックコメントの実施結果等について
(子育て支援総室) …… 7

福祉保健部

緊急雇用創出事業を活用して実施する事業について

平成22年3月15日

福 祉 保 健 課

障 害 福 祉 課

長 寿 社 会 課

商工労働部が所管する緊急雇用創出事業を活用して実施することとなる事業は次のとおりですので、報告します。

【実施事業】

単位；千円

項 目		事業名	雇用創出人数		H21 予算額	事 業 内 容
			H21 ～23	H21		
緊急 雇用 創出 事業 臨時 特例 基金	障害 福祉 課	障がい者就労支援 プロジェクト事業	15人	3人	1,107	障がい者の就労を促進するため、 障がい者の就労職域拡大と福祉施 設職員の農業分野でのスキルアッ プを図る農福連携モデル事業の円 滑な実施に取り組む。
	長寿 社会 課	「働きながら資格 をとる」介護雇用 プログラム事業	195人	55人	50,845	離職失業者等を有期雇用契約労働 者として雇い入れ、介護職員とし て介護施設で勤務させるととも に、当該離職失業者等に対して介 護資格（介護福祉士、ヘルパー等） 取得のための研修を受講させる事 業を介護施設等に委託する。
計			210人	58人	51,952	

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

平成22年3月15日
子ども発達支援室

1 改正理由

当該規則は、県障がい児施設で徴収する使用料の額等について定めている。利用の実態に合わせるため、また利便性の向上のため、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 県立皆成学園のおやつ代の引き下げ及び県立総合療育センターのおやつ代の廃止
児童のニーズの多様化に合わせて、皆成学園はおやつを最小限としておやつ代を引き下げ、県立総合療育センターは、重度の障がいの児童が多くなり、おやつを食することのできる子どもが減少したためおやつを廃止する。
- (2) 県立総合療育センターにおける新たな衛生器具の提供に伴う使用料の新設
アルコール綿花等新たな衛生器具を提供することで、利用児童の利便性を確保する。
- (3) 児童福祉法施行令の規定による保護者の負担上限月額及び短期入所利用児童の食事に係る経費の軽減
 - ① 障がい児施設を利用した場合の保護者の負担上限月額の引き下げ
市町村民税非課税世帯の負担上限月額を0円とする等、障がい児施設を利用する保護者の負担を軽減する。
 - ② 短期入所利用児童の食事に係る経費の軽減
市町村民税所得割額が28万円未満で、軽減を受けていない世帯の短期入所利用の児童の食事の負担額を引き下げ、保護者の負担を軽減する。
- (4) 障害者自立支援法の規定による日中一時支援事業利用児童の食事に係る経費の軽減
日中一時支援事業を利用した児童の食費について、委託した市町村が負担する額を控除する。
- (5) 県立総合療育センターの虫歯予防のためのフッ素塗布の額の変更
歯科診療報酬点数の改定に伴い、虫歯予防のためのフッ素塗布の額を改定する。
- (6) 県立総合療育センターの予防接種の額の変更
ワクチン購入単価等の変更に伴い、予防接種の額を改定する。
- (7) 県立総合療育センターの薬剤容器、衛生器具、歯ブラシの額の変更
購入単価の変更に伴い、薬剤容器のうち、衛生器具、歯ブラシの額を改定する。

3 現行の使用料の額との対比

(1) おやつ代の変更

施設名	項目	単位	現行	改正後
皆成学園	おやつ	1食	140円	50円
総合療育センター	おやつ	1食	140円	(廃止)

(2) 衛生器具の使用料の新設

	項目	単位	使用料
衛生器具	アルコール綿花	100グラム	150円
		200グラム	190円
	人工鼻	カニューレ用	540円
		呼吸器用	630円
	カラー注射器	1ミリリットル	10円
		2.5ミリリットル	10円
		5ミリリットル	10円
	付添用寝具	1日	130円

(3) 保護者の負担上限月額及び短期入所利用児童の食費の軽減

① 保護者の負担上限月額の軽減

所得による世帯区分		負担上限月額			
		現行		改正後	
		入所	通園	入所	通園
ア 一般	(ア) ア(イ)及びイ～エ以外の世帯	37,200円	37,200円	37,200円	37,200円
	(イ) 市町村民税所得割額が28万円未満で、イ～エ以外の世帯	37,200円	37,200円	9,300円	4,600円
イ	市町村民税非課税世帯で、ウ・エ以外の世帯(「低所得2」)	24,600円	24,600円	0円	0円
ウ	市町村民税非課税世帯で、収入が80万円未満でエ以外の世帯(「低所得1」)	15,000円	15,000円	0円	0円
エ	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円

② 短期入所利用児童の食費の軽減

項目	所得による世帯区分	単位	現行	改正後
食事の提供	住民税所得割が28万円未満で、低所得1、低所得2、生活保護世帯以外の世帯	朝食1食	400円	230円
		昼食1食	530円	300円
		夕食1食	650円	370円

(4) 日中一時支援事業利用児童の食費の軽減

項目	単位	現行	改正後
食事の提供	昼食1食	530円	110円

市町村による生活保護世帯等への加算措置がある場合のみ、1日につき契約中の額を減額

(5) フッ素塗布の額の変更

項目	現行	改正後
虫歯予防のためのフッ素塗布(1回)	1,220円	1,250円

(6) 予防接種の額の変更

項目	現行	改正後
三種混合(1回)	4,060円	4,160円
風疹(1回)	5,210円	5,420円

(7) 薬剤容器、衛生器具、歯ブラシの額の変更

項目		現行	改正後
薬剤容器	投薬瓶(100ミリリットル)	40円	30円
	投薬瓶(200ミリリットル)	50円	40円
	軟膏容器(20グラム)	20円	10円
	軟膏容器(30グラム)	30円	20円
衛生器具	栄養カテーテル(8フレンチサイズ)	150円	110円
	カテーテルチップ(20ミリリットル)	80円	70円
	注射器(10ミリリットル)	20円	10円
	経腸栄養セット	1,650円	1,260円
歯ブラシ	スポンジ	30円	20円

4 施行期日

施行期日は平成22年4月1日とする。ただし、(3)及び(4)は公布日とする。

第4期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会の

開催結果について

平成22年3月15日

長寿社会課

平成22年2月23日(火)に開催した委員会で、下記のとおり第4期計画期間内(平成21～23年度)に東部圏域において特別養護老人ホーム70床分の整備枠を確保することが了承された。

県は、今回の意見を踏まえ、第4期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の変更を行うとともに、特別養護老人ホームの整備に向けて、事業者の公募、条件設定等の手続きを進めていく予定としている。

○第4期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会

- ・介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき県が定めることとされている計画の策定及び当該計画の推進に当たり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討するとともに、進捗状況の把握、計画した事業の円滑な推進を図るため、要綱に基づき設置

※委員数：25名(学識経験者、保健医療福祉関係者、保険者及び被保険者で構成)

- ・県は、委員会の意見を尊重した上で、計画を策定するとともに、具体の事業を実施

記

1 介護基盤の整備方針

地域密着型による介護施策の推進を原則とするものの、東部圏域においては、待機者数の状況等を勘案すれば喫緊の対応が必要と考えられることから、特例として広域型の特別養護老人ホーム70床分の整備枠を確保する。

2 今後のスケジュール(案)～23年度開設を想定～

時期	項目
H22.3月	○第4期計画の変更、国への報告及び関係機関への周知 ○施設整備に係る選定基準の策定
H22.5月頃	○事業者に対して公募
H22.7月頃	○必要に応じて鳥取県社会福祉審議会の審議を経て事業者を決定
H23.3～4月	○施設整備完了、H23.4月開設

(参考) H21.4.1 現在の待機者数と第4期計画(現計画)中の整備定員見込み

区分	待機者数			第4期計画 中の整備定 員見込み②	差引 ②-①	(参考) 特別養護老人 ホーム入所定員
	特別養護 老人ホーム	老人保健 施設	合計 ①			
東部圏域	305人	55人	360人	286人(11)	▲74人	1,144人
中部圏域	82人	17人	99人	152人(8)	53人	554人
西部圏域	171人	12人	183人	175人(7)	▲8人	1,153人
計	558人	84人	642人	613人(26)	▲29人	2,851人

※「第4期計画中の整備定員見込み②」欄は、小規模多機能居宅介護、認知症GHなど地域密着型施設の整備定員数(()は施設数)

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則及び鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について

平成22年3月15日
子育て支援総室
子ども発達支援室

1 概要及び改正理由

当該規則は、施設入所措置及び医療給付等に要する費用のうち、被措置者(被給付者)等の徴収基準額(自己負担額)の算定に関し必要な事項を定めている。

当該規則で徴収基準額(自己負担額)の算定基礎となる「所得税額等」は、所得税法及び租税特別措置法等に規定される控除事由の一部を控除の対象外として算定しているところであるが、今般、対象外となる控除事由について、国要綱が改正されたため、所要の改正を行うものである。

2 今回の改正により対象外となる控除事由(別添イメージ図参照)

- ・ 寄附金控除
- ・ 特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除

3 改正する規則と対象となる措置等

規 則	対象となる措置等	根拠国要綱
鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則	結核児童療育給付	母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱
	未熟児養育医療給付	
	助産施設入所措置	児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金に係る交付要綱
	母子生活支援施設入所措置	
	児童相談所から報告を受けた児童等の施設入所措置	
児童相談所から報告を受けた児童(障害児)等の施設入所措置	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱	
鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則	小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付	小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

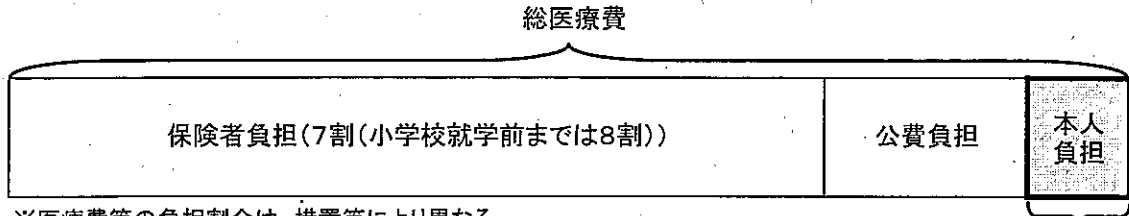
4 施行期日

施行期日は公布日とする。

○改正イメージ図

<例>小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付の場合

●費用の負担



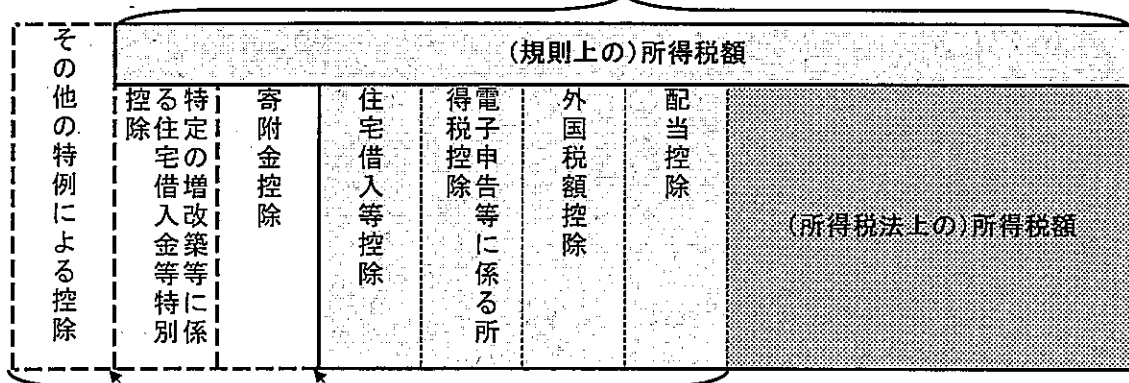
※医療費等の負担割合は、措置等により異なる。
ただし、いずれの措置等も本人負担を求めている。

●自己負担額限度額表

階層区分	自己負担限度額(月額)	
	入院	外来
生計中心者の基準年の所得税が非課税の場合	0円	0円
生計中心者の基準年の所得税額が5,000円以下の場合	0円	0円
生計中心者の基準年の所得税額が5,001円以上15,000円以下の場合	2,200円	1,100円
生計中心者の基準年の所得税額が15,001円以上40,000円以下の場合	3,400円	1,700円
生計中心者の基準年の所得税額が40,001円以上70,000円以下の場合	4,200円	2,100円
生計中心者の基準年の所得税額が70,001円以上の場合	5,500円	2,750円

※自己負担額限度表に関しては変更なし。
※階層区分・自己負担限度額は、措置等により異なる。

●所得税額



規則改正後

現状

所得税法上の「特例による控除」

「子育て王国とっとりプラン（素案）」に係るパブリックコメントの
実施結果等について

平成22年3月15日
子育て支援総室

1 パブリックコメントの募集等

「子育て王国とっとりプラン（素案）」について、以下のとおり、その素案について県民から意見を募集しました。

- (1) 募集期間：平成22年1月22日（金）から2月18日（木）
- (2) 周知方法：子育て支援総室ホームページ、新聞広告、報道機関への資料提供、関係団体への通知
- (3) 受付件数：97件（郵便8件、ファクシミリ21件、電子メール41件、意見箱5件、その他22件）
- (4) 延意見数：223件

2 主な意見の概要と対応方針（案）

I 地域社会みんなで子育てを応援（21件）

項目	意見の概要	対応方針（案）
地域みんなで子育て 【盛り込み済】	地域ぐるみでの子育てを推進してほしい。	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識を持っているものの、子育てを家族だけではなく、子育て支援団体など多様な主体で支えていくことが必要だと考えており、「子育て王国とっとり建国運動」の展開など地域全体での子育てを推進していきたい。
家族の重要性 【盛り込み済】	地域みんなで子育てという趣旨は分かるが、子育ての基本は親、家族である。	

II 子どもを安心して育てられる快適、安全な環境づくり（14件）

項目	意見の概要	対応方針（案）
子育てのバリアフリー 【盛り込み済】	女性トイレだけではなく、男性トイレにもオムツ交換台の整備をしてほしい。	既にプランに記載。オムツ替えや授乳のための設備の設置を促進し、子育てのバリアフリー化を図っていく。

III 結婚、妊娠、出産のトータル支援の充実（21件）

項目	意見の概要	対応方針（案）
予防接種の助成 【今後の検討課題】	小児用予防接種の助成をしてほしい。	予防接種の助成については、今後の検討課題であり、プランに記載しないが、予防接種の情報提供を行い、接種率の向上を図る旨を追加記載。
受動喫煙防止 【意見を反映】	子どもや妊婦が受動喫煙を受けることがないように禁煙を推進してほしい。	妊産婦及び子どもの喫煙、受動喫煙の防止のため、喫煙がもたらす健康への影響についての普及啓発、公共の場における受動喫煙防止の推進について追加記載。

IV 子育て家庭を支える子育てサービスの充実（74件）

項目	意見の概要	対応方針（案）
保育料の軽減 【盛り込み済】	保育料の軽減をしてほしい。	既に多子世帯や同時入所園児の保育料負担軽減等を実施しており、全国的にも手厚い保育料の負担軽減を行っている。
医療費助成の拡充 【盛り込み済】	医療費助成を小学生又は中学生まで続けてほしい。	既に小児特別医療費助成制度の対象年齢の拡充についてプランに記載しており、平成22年度以降、市町村と協議を進める。
保育所の入所定員 【意見を反映】	保育所の増設等により、待機児童の受け入れ所をもっと増やしてほしい。	今後、子ども数が減少していくこともあり、施設の増設は困難と考えられるが、待機児童ゼロを目指す旨を追加記載。

保育士の配置基準、待遇改善 【今後の検討課題】	保育士の配置基準や待遇を改善してほしい。	現在も県単独事業で保育士の加配を行っているところであるが、今後も国に保育士配置基準の見直しを働きかけるなど、改善に努めていく。
保育、放課後児童クラブの充実 【盛り込み済】	延長保育、放課後児童クラブの時間延長や休日保育を実施してほしい。	既にプランに記載。市町村と協力して、開設時間、対象年齢等の内容充実について推進していく。
子育て支援施策のPR 【意見を反映】	子育て支援施策を知らない人が多いので、もっとPRしたほうがよい。	取組の方向性に情報発信を積極的に実施し、必要な情報が容易に取得できる環境整備を進める旨を追加記載。

V 子どもの生きる力の育成と教育の充実（27件）

項目	意見の概要	対応方針(案)
体験活動を通じた豊かな人間性の育成 【意見を反映】	智頭町の「森のようちえん」を鳥取の子育ての大きな魅力として取り上げてもらいたい。 鳥取の強み「自然を活かす」という視点が見えづらい。	鳥取らしい、自然の中でのびのびと子どもたちを育てる取組の実践例として、「取組事例」に「森のようちえん まるたんぼう」を追加記載。
食育の推進 【意見を反映】	プランの中に食育をぜひ位置づけてほしい。	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育が求められていることから、「体験活動を通じた豊かな人間性の育成」に追加記載。
学力向上 【意見を反映】	中高一貫校の設立等、進学教育の充実について盛り込むべき。	「学校教育の充実」の施策例に県立中高一貫校の設置の検討について追加記載。
高校生以上への修学支援制度 【意見を反映】	高校以降の奨学金制度を充実させてほしい。	「学校教育の充実」の取組の方向性に、経済的に修学が困難な生徒に対する奨学金の貸与について追加記載。

VI 要保護児童・要支援家庭等への取組（18件）

項目	意見の概要	対応方針(案)
不登校対策等 【意見を反映】	青少年の健全育成、不登校、ニート対策等を入れてはどうか。	「不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもの支援」の項目を追加記載。

VII 職業生活と家庭生活との両立等（21件）

項目	意見の概要	対応方針(案)
子育てと仕事の両立が図りやすい環境整備 【盛り込み済】	子どもの急病等の際の休暇、育児休暇取得、長時間労働防止などなど子育てと仕事の両立が図りやすい環境整備を進めてほしい。	既にプランに記載。今後とも待機児童ゼロや延長保育等の保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発や休暇等が取得しやすい就労環境づくりを推進する。

その他（27件）

項目	意見の概要	対応方針(案)
進捗管理等 【意見を反映】	5年計画なので、途中で経過報告が必要ではないか。	第1章に「今後の取組に向けた推進方策」という項目を設け、点検・評価等について追記。

3 今後のスケジュール

3月末 プランを策定・公表

4月 常任委員会に報告